

# 市民公益活動における 促進諸施策のあり方について

## 中間答申

平成15年(2003年)7月18日

大阪狭山市市民公益活動促進委員会

## 目 次

中間答申にあたって .....	2
第1章 市民公益活動促進のための市補助金制度について ...	3
1. 市補助金の現状について .....	3
2. 市補助金における新たな社会的役割分担の視点について .....	6
3. 市民公益活動促進に関する市補助金の新たな方向性について .....	7
4. 新たな方向性による公募型補助金制度の導入及び具体的な仕組みについて .....	8
第2章 市民公益活動促進のための支援基金制度について .....	12
1. 市民公益活動促進のための支援基金制度について .....	12
2. 新たな団体支援基金制度の具体的なあり方について .....	12
資 料	
諮問書（写し） .....	15
大阪狭山市市民公益活動促進委員会開催状況 .....	16
大阪狭山市市民公益活動促進委員会委員名簿 .....	17

## 中間答申にあたって

平成 14 年(2002 年)6 月 26 日から施行された「大阪狭山市市民公益活動促進条例」第 10 条( 1)に基づき、市長の委嘱を受けて同年 8 月 27 日に「大阪狭山市市民公益活動促進委員会」が発足しました。委員会発足時に市長から「市民公益活動( 2)における促進諸施策のあり方」についての諮問を受け、精力的に審議を重ね、その審議内容を次のとおり中間答申としてまとめました。

促進委員会は、平成 14 年 8 月 27 日に第 1 回目の委員会開催後、平成 15 年 7 月までに 6 回の会合を重ね、「市民公益活動促進のための補助制度及び支援基金のあり方」を中心に議論を重ねてきました。また、「市民公益活動促進のための補助制度及び支援基金のあり方」に関するワーキングとして「補助金に関する部会」と「基金に関する部会」を設置し、それぞれの新たな制度のあり方について議論してきました。

この中間答申は、市民公益活動促進条例の本旨でもある市民と行政が対等の立場から、促進委員会委員と市の担当職員で意見交換を行いながらまとめたものとなっています。

今後は、この中間答申の趣旨を踏まえ、大阪狭山市の市民公益活動促進に活用されるよう要望します。また、引き続き、市から諮問された審議事項について広く市民や関係機関などからも意見を聞きながら、審議を重ねていきたいと考えています。

平成 15 年(2003 年)7 月 18 日

大阪狭山市市民公益活動促進委員会  
委員長 今西幸蔵

### 1 市民公益活動促進条例第 10 条

市民公益活動の促進に関し、市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するため、大阪狭山市市民公益活動促進委員会を設置する。(第 1 項)

### 2 市民公益活動

市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。

# 第1章 市民公益活動促進のための市補助金制度について

## 1. 市補助金の現状について

### (1) 市補助金の全体概要及び法的根拠について

平成14年度においては、市から、全体として75種類、323団体に対して補助金が交付されています。

この市補助金支出の法的根拠として、地方自治法第232条の2に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されています。また、この法律に基づき、市では「補助金等交付の適正化に関する規則（昭和50年施行・平成元年改正施行）」を設けています。さらに、平成14年6月に大阪狭山市市民公益活動促進条例が施行され、その第8条〔3〕に、市の施策としての「財政的支援」に関する規定が設けられています。

### 3 市民公益活動促進条例第8条

市は、市民公益活動を促進するため、予算の範囲内で、総合的な情報提供、活動場所の整備、財政的支援その他の環境の整備に努めるものとする。

### (2) 第3次総合計画からみた市補助金の目的別分類とその特徴

市における平成14年度の補助金を第3次総合計画の基本計画を基本に大別すると、下記のようになります。なお、これらの補助金には、外郭団体〔4〕に対するものも含まれています。

第3次総合計画「基本計画」項目		種類	計
1. 共につくる、誰もがいきいきと生活できるまちづくり	人権の尊重と平和への貢献	5	10
	生涯学習社会の実現	1	
	市民参加とパートナーシップによるまちづくり	4	
2. 安心して暮らせる、ふれあいのまちづくり	社会福祉の推進	27	35
	保健・医療の充実		
	市民の安全確保	8	
3. 環境にやさしい、うるおいのあるまちづくり	環境の保全と活用		0
	都市環境の向上		
4. 心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり	学校園教育の充実	8	17
	青少年の健全育成	1	
	スポーツ・レクリエーション活動の振興	5	
	文化の振興	3	

第3次総合計画「基本計画」項目		種類	計
5．豊かな暮らしと活気あるまちづくり	都市基盤の整備	1	9
	産業の振興	8	
	消費生活の創造		
6．計画推進のために	行財政運営	1	1
	広域的連携の推進		
基本計画に該当しないもの		3	3
計		75	

この表からは、「安心して暮らせる、ふれあいのまちづくり」関係が35種と一番種類が多く、特に「福祉関係」の27種が際立っています。次に多いのが「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」関係で17種あり、「学校教育」関係が8種、「スポーツ振興」関係が5種といった状況です。その他では、「安心して暮らせる、ふれあいのまちづくり」関係の中の「市民の安全確保」関係と「豊かな暮らしと活気あるまちづくり」関係の中の「産業振興」関係がそれぞれ8種あることが特徴的です。

#### 4 外郭団体

大阪狭山市が補助金を交付している主な外郭団体として財団法人大阪狭山市施設管理公社・財団法人大阪狭山市文化振興事業団・社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会・社団法人大阪狭山市シルバー人材センターがあります。

#### (3) 市補助金の公募別分類とその傾向について

補助金全体を公募、準公募、非公募方式から分類すると、次のようになります。

分類	公募	準公募	非公募	計
種類	1	3	71	75

この表からは、全体の約95%が「非公募型」で、ほとんどの交付先が特定されているのがわかります。

これら団体の多くは、昭和50年に「補助金等交付の適正化に関する規則」が施行されて以来、長期間継続的に補助金を受けているのが実態です。これは、この規則第3条に補助対象として「市の行政に協力し、推進する団体・行政の補完する事業を行う団体・市民の福利に密着し、公益的性格の強い事業を行う団体・市の産業、教育文化、体育の振興のために特に必要な研修・事業を行う団体」としていて、このような団体は長年にわたり多様な分野において市に貢献していますが、一方このような特定の団体に対して長期間継続的に補助金を交付することで、既得権益化している側面もあると思われます。

#### (4) 市補助金と行財政改革について

市では、平成8年(1996年)11月に『行財政改革大綱』が策定されました。この大綱で

は「地方分権と社会経済情勢の変化のもとで、市民サービスの向上を図りながら、新たな行政課題に対応するために、既存の行政システムや構造を再点検し、限られた財源と人材を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げ得るよう簡素で効率的な行財政運営に努める」ことが掲げられています。

この行財政改革の本旨に基づいて、事務事業の見直しに関する基本方針では、補助金に関しては、下記（A）のようなことが求められています。また、この方針に基づいた平成9年（1997年）2月に策定の行財政改革大綱第1次実施計画の中では、補助金については、下記（B）のような見直し目標が設定されています。

さらに、平成13年（2000年）6月に策定の第2次実施計画の中では、行財政改革大綱は堅持・継続されることとなっています。中でも、特筆すべき点は、平成16年度以降は目標の数値化による行政の透明性と効率性の向上のための行政評価システム〔5〕のレベルアップをめざしているということです。

## 5 行政評価システム

行政の活動によって達成した成果を、数値を利用して測定し、行政活動の改善につなげるためのシステム

（A）

### 行財政改革大綱

補助金等は行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ、廃止、統合、メニュー化等により、抜本的に整理合理化を進めるとともに、その申請事務等手続きについても簡素化の実現を図る

（B）

### 第1次実施計画（平成10年度～平成12年度）

補助金については、所期目的からみて、一定の目的を達成したものと効果の乏しいもの、類似のものが複数ある場合、再編整理が可能なもの等については、廃止、縮小、終期の設定、逡減措置等の整理合理化を図る。

また、補助金の新設は原則行わず、総額の抑制に努める

### 第2次実施計画（平成13年度～平成15年度）

補助金も含む事務事業すべてにおいて行政評価システムへ移行（目標の数値化による行政の透明性と効率性の向上をめざす）

## 2. 市補助金における新たな社会的役割分担の視点について

### (1) 公共サービスにおける新たな社会的役割分担について

現在、市民の多種多様なニーズにより、求められる公共サービスが増大しています。こうしたことから、行政が本来提供すべき公共サービスの活動領域、行政と市民公益活動団体との協働〔6〕領域、市民公益活動団体独自による公共サービスの活動領域において、それぞれが社会的役割を分担し、公共サービスを提供することが求められています。この新たな社会的役割分担の視点から、現行の補助金制度を再度見つめ直す必要があります。

市民公益活動促進条例では、市民公益活動をさらに促進するために、この社会的役割分担の視点から、市、市民、事業者、市民公益活動団体のそれぞれの役割を定めています。

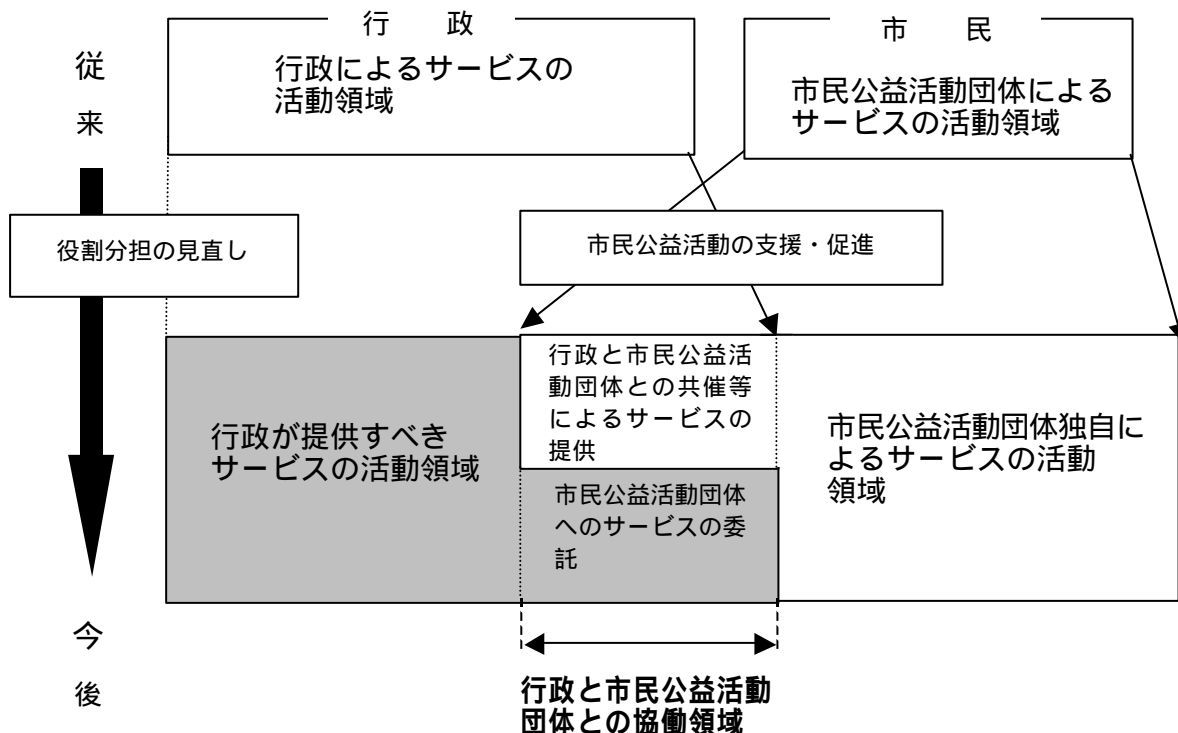
#### 6 協働

市、市民、事業者及び市民公益活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。

### (2) 社会的役割分担における市補助金と委託との関係について

対象となる事業において、市が実施すべきものとして捉え、委託を行うか、あるいは、市民を事業主体と捉え、市補助金により支援していくことにするのか、この線引きが非常に難しいと言えます。そこで、例えば、行政と市民公益活動団体の協働による活動領域では、「行政主導の強いものは委託とし、市民公益活動団体主導のものは補助金で」といった考え方もありますが、今後は補助と委託の関係を整理して、行政責任を踏まえ事業主体を見定める必要があります。また、補助金の運用による成果は、市民に開かれたシステムで評価することが必要となります。

#### 公共サービスにおける新たな役割分担



○上記の図は大阪狭山市非営利活動推進懇話会からの「大阪狭山市における市民公益活動促進に関する提言」及び「大阪狭山市市民公益活動活性化（促進）に関する基本方針」より引用

### 3 . 市民公益活動促進に関する市補助金の新たな方向性について

#### ( 1 ) 財政的支援について

市民公益活動団体の多くは財政基盤が脆弱であり、今後、活発な活動を展開していくために安定した財政基盤の確立が求められています。市民公益活動団体に対する行政支援としては、物的、人的、運営面などさまざまな支援策が考えられますが、当面は財政的な支援のあり方を検討する必要があります。

財政的支援において、行政は、「市民公益活動活性化（促進）に関する基本方針」及び市民公益活動促進条例における「自主性・自立（自律）性の原則」、「公平性・公正性の原則」、「公開性・透明性の原則」に基づいた支援策が求められています。

市民公益活動促進条例に規定されている「財政的支援」についての市の施策は、一般的には、市からの補助金、基金、公共施設使用料の減免措置、融資制度、業務委託や資金の流れを伴う協働形態としての事業の共催などが考えられます。

#### ( 2 ) 財政的支援としての補助金について

市における市民公益活動の活性化(促進)のためには、行政からの補助金が有効ですが、本来、市民公益活動は、市民が自由な意思のもとに自主的・自発的に行われるものであり、行政からの補助金による支援は、市民公益活動の自主性・自立（自律）性を尊重し、自立に向けた側面的・間接的な支援であるべきです。同時に、行政による干渉が無いようにすべきです。また、市民公益活動団体自身も、行政からの補助金に頼ることなく、会費や事業収益などによる自己財源の確保を図る必要があります。特に公募によらず補助金を受け、公益事業を行っている団体は、より積極的な情報公開と自立化を目指したセルフ・ガバナンス〔 7 〕の確立が求められています。

7 セルフ・ガバナンス 自己統治のこと。(自分たちの活動を自主的に管理できる能力を備えていること。)

#### ( 3 ) 市補助金支出における事業審査及び評価のあり方について

市民公益活動促進条例の理念である公平性・公正性・透明性の原則に基づいて、補助金支出の内容及び手続きについて事業審査、事業評価を明確にする必要があります。

市における行財政改革の流れは、前述のように行政評価システムへの移行となっています。こうした方向性を尊重し、市の財政的支援で行われる市民公益活動においても、行政内部のみで評価するのではなく、市民参画も含め、市民公益活動を十分に熟知した人たちによる第三者機関で客観的に行うことを勧めます。また、そのためには、評価基準の整備や団体自らが行う評価（自己評価）の導入が必要です。

第三者機関が事業審査・評価を客観的に行うことで、公平性、公正性が担保され、現補助金制度における既得権化の防止に役立つと同時に、団体の自立化にもつながっていきます。



#### 4 . 新たな方向性による公募型補助金制度の導入及び具体的な仕組みについて

##### ( 1 ) 新たな方向性による公募型補助金制度の導入について

市は、公募制をベースとし、市民に開かれた審査の中で決定される補助金制度を導入すべきです。こうした公募制という新たな補助金制度を導入することで、市民にその情報が周知でき、さまざまな団体が応募できるようになります。

このように公募制の導入を提案するのは、現在の市民公益活動に関する各種補助金には、市民公益活動促進条例の基本理念に沿ったものが少なく、新たに市民公益活動を推し進めようとしている団体にとっては、補助を受けにくい状況となっているからです。

しかし、市の現状として、市民公益活動に関する補助金枠を新たに設けることは、市が行財政改革を推し進めている関係上、非常に難しいものがあると思います。

そこで、市民公益活動に関する現補助金を総合的に見直すためにも、スクラップアンドビルド〔 8 〕という観点から、当面は可能なところから、統廃合も含めた新たな補助金制度を再構築する必要があります。最終的には、公募すべき市民公益活動に関するすべての補助金を対象としていくことを目標とすべきです。そのためにも、その間、「公募型」と「従来型」における補助金支出の異なる点については、市民に対し十分な説明が必要になります。

一方、昨今の社会経済情勢の変化には著しいものがあるので、必要に応じて制度や補助金額の見直しができる仕組みも考えておく必要があります。

8 スクラップアンドビルド すべてを分解し再度組み立て直すこと。

##### ( 2 ) 公募型補助金制度の具体的な仕組みについて

公募制による新たな市民公益活動促進に関する補助金制度は、市の補助金制度のモデル的なものとして位置付けなければならないものです。

この補助金制度を運用することで、自主的にまちづくりを実践している市民公益活動団体の発掘と新たな事業展開への動機付けを促進することになります。また、市民公益活動のさらなる活性化と市民主体の活力ある地域社会の創造につながるようになります。

##### 補助対象とする団体について

公募制による補助金制度は、市民公益活動促進条例第 2 条〔 9 〕の規定に該当する団体を対象とすべきです。ただし、行政内部に事務局のある団体や市の外郭団体などは、自主性、自立（自律）性の観点から、また、既に十分な支援を受けているという点から見ても対象団体から除くべきです。

この補助金制度は透明性も基本原則の一つにしているので、行政では、申請段階から実績報告まで、市民に情報提供することを必須条件とすべきです。

##### 9 市民公益活動促進条例第 2 条（第 1 項・第 2 項）

1 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動
- 2 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を継続して行う団体であって、主として市内を活動地域とするものをいう。

### 補助対象事業について

公共課題・地域課題の具体的な解決や地域の活性化につながるような市民公益活動を促進することによって、活力に満ちた豊かな地域社会の実現を目指さなければなりません。そのためには、次に例示するような諸事業を対象事業とすべきです。ただ、各事業の補助期間に関しては、自立化の原則により時限を明記すべきです。カッコ内の年数は補助期間を意味し、一例として年数をあげています。

- 1．初めて市民公益活動にチャレンジしようとする事業（2年）  
（新規に事業を進める際の立ち上げを補助）
- 2．市民公益活動団体間の連携を図るような事業（2年）
- 3．新しい公共サービスのあり方を実践的に提案するような事業（2年）
- 4．市民公益活動を一定期間継続して実施するような事業（3年）
- 5．市と協働して行うことで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できるような事業（3年）
- 6．市民公益活動団体が自立に向けて行うマネジメント力向上のための事業（3年）

ただし、市民公益活動促進条例第2条第1項のただし書に該当する事業、また、公平性の観点から、同一の事業に対して他の制度から補助金を受ける事業も対象外とすべきです。こうしたことをベースにしながら、年度毎にそのときの社会情勢に合った課題別テーマ事業を対象とすることも市民公益活動促進のためには必要なことだと考えます。

### 継続的に補助する場合の取り扱いとその期間について

年度を経て、継続的に補助を申請希望する団体には、初年度に補助希望期間全体の事業及び予算計画書、最終年度の達成目標を記述した書類の提出を必須条件とすべきです。そうすることで、団体の企画立案力を育てることにつながります。

しかし、継続して補助対象事業とする期間は、自立化の原則に基づいて概ね2～3カ年度としますが、継続に値するものであると評価できる事業は最高5カ年度まで取り扱いできるものとします。ただし、市の会計年度は単年度であるため、審査についても単年度を基本とすべきで、補助の継続を保障すべきではないと考えます。また、継続補助事業の内容によっては、補助額を徐々に減額したり、逆に増額したりできる形態を考える必要があります。こうした柔軟な補助形態を浸透させることによって既得権益化が防止できることとなります。

### 補助対象経費及び対象外経費について

事業を行うための必要な経費が補助対象経費となりますが、事業目的に合わない食糧費や社会通念上妥当性のないような高額な備品購入費、講師への謝礼金や用途不明なものなどは対象外とすべきものです。

補助対象経費の費目としては、基本的には、市の予算項目に準じ、報償費（出演料・講師謝礼等）、旅費（交通費・宿泊費等）、需用費（消耗品費・印刷製本費・燃料費・医薬材料費等）、役務費（通信運搬費・保険料等）、使用料及び賃借料（会場使用料・通行料・車両、機械等の賃借料等）とします。しかし、市の補助金などの適合基準で、原則対象外となっているものもあり、適合基準の見直しを図る必要があります。

#### 補助金にかかる財源措置について

市の補助金制度全体の現状を見ると、ほとんどが非公募型になっています。それゆえに、当面は現公募及び準公募型の中から市民公益活動に関するものを見直し、スクラップアンドビルドという観点から、統廃合も含めた新たな補助金制度の方向性を見出すことから始め、他の制度の先駆的なモデルケースとすべきです。このような方向性の中で予算措置を行い、その範囲内で補助金を支出することが大切です。

一方、非公募型の補助金制度、特に特定の団体に対する補助金支出の根拠も明確にしておかなければなりません。

#### 審査機関について

市民公益活動促進のための補助金に関する審査（補助対象事業の選考、補助金額及び補助期間の査定）は、行政よりも客観的に評価ができる第三者機関を設置し、公平性、公正性を担保すべきで、そのためには、各種事業分野などのバランスを考慮した市民公益活動の有識者と公募市民で構成される審査機関が適当であると考えます。

ただ、有識者や公募市民委員が所属する団体が応募している場合は、審査の公正性を保つために、当該委員は審査の採決には加われないようにしなければなりません。また、委員の任期は、補助事業の効果を一定期間継続して検証するためにも複数年度が望ましいでしょうが、長期間の在任によるマンネリ化を避け、新陳代謝を図ることも重要です。

現在、市民公益活動促進条例第10条の規定によって市長の諮問機関として活動している本委員会が、そのための専門部会を設置して、当面の間、審査を行うことも可能であると考えています。

#### 審査基準について

- |             |   |                                     |
|-------------|---|-------------------------------------|
| 1．社会貢献度かどうか | … | 市民ニーズへの対応やその公益度など                   |
| 2．発展性があるか   | … | 自立に向けた展望・成長度や団体・事業内容そのものの成長度など      |
| 3．計画性があるか   | … | 事業計画を遂行するうえでのプロセス設計及びその進行に対する対応能力など |
| 4．先駆的か      | … | 先駆性・開発性・独創性の有無など                    |
| 5．波及性があるか   | … | 活動の拡大や波及効果の期待など                     |
| 6．自立目標度かどうか | … | 資金確保の方法など                           |
| 7．情報開示度かどうか | … | 広報活動や成果報告・評価に対する取り組みなど              |

1～3は計画の評価に、4～6は期待できる効果にそれぞれ重点を置いた基準としました。また、7については、事業そのものの透明性を高めるために設けました。このような基準により、事前、期中、事後における審査で適用することがよいでしょう。

## 審査方法について

### 1. 補助金の募集方法

募集要項など作成し、市広報やホームページへの掲載、市内公共施設の窓口への設置を行うなど幅広く広報活動を行います。

### 2. 補助金制度の普及啓発

市としては、このような補助金制度は初めての試みとなるので、申請を受け付ける前に、予定団体に対して制度の趣旨や申請方法などについての説明会を開く必要があります。また、必要に応じて企画内容の公開プレゼンテーション〔10〕について理解を求めることも必要になります。

### 3. 申請書の公開

応募してきた申請書を審査までの一定期間、市民が縦覧できるようにします。

### 4. 審査と補助金の交付

審査と補助金交付についてのプロセスは次のとおりです。

#### (1) 市による申請内容の要件審査

不備があれば代表者にその旨報告

#### (2) 審査機関による審査（書類審査や企画内容の公開プレゼンテーションなど）

その内容や結果を市長に報告

#### (3) 市長による補助金の決定

代表者に通知

#### (4) 審査内容及び補助金交付に関する決定事由など市民に公表（補助金不交付になった場合も、代表者に不交付理由を添えた文書で通知）

なお、補助金そのものの交付については、収支決算も含め事業実績報告後に関係書類審査など行い、審査機関からの成果の報告を参考にして、市長がその確定額を決め交付することが望ましいと考えます。また、当該事業の余剰金は原則として認めない方がよいと考えますが、その取り扱いについては整理する必要があります。

10 公開プレゼンテーション 応募団体自らが企画の趣旨や計画について審査機関に発表すること。

## 評価について

事業が終了次第、実績報告書及び収支決算書などの提出を求め、その報告会を公開で開催すると同時に、決算関係資料も市民に公表し、市民からの評価を得ることも大切です。この報告会は、団体同士の横のネットワーク形成にも役立つので是非とも取り組むべき方法です。

また、事業成果の評価については、事業の計画段階から実施までの過程における段階別（事前・期中・事後）評価、また、教育界で使われているポートフォリオ評価〔11〕といった手法もそのシステムの中に導入することが望ましいと考えます。自立（自律）と自己責任という観点から事業実施団体自らが行う評価はもちろんのこと、審査機関や行政が、こうした手法を取り入れ、評価を行い、その結果を今後の市民公益活動の促進に活かしてこそ意味あるものとなります。

11 ポートフォリオ評価

子どもの努力の過程を評価する評価法（自己評価・先生による評価・生徒間の相互評価を含む）

## 第2章 市民公益活動促進のための支援基金制度について

### 1. 市民公益活動促進のための支援基金制度について

市民公益活動団体にとっては、財政基盤の確立がたいへん大きな関心事です。しっかりとした財政基盤を持っていることで、より活発な市民公益活動が期待できますが、財政基盤の実態は、脆弱だと言わざるを得ません。それゆえに、市の財政的支援が必要と言えます。

そこで、前述のような行政からの直接の補助制度以外に、市、市民、事業者及び市民公益活動団体が資金を出し合い、それを市民公益活動のために運用できるような新たな団体支援基金制度も検討する必要があります。この制度は、自主性・自立（自律）性を基本原則とする市民公益活動の主旨にふさわしいものであり、行政以外から幅広く資金を集める受け皿になるといったメリットがあります。

### 2. 新たな団体支援基金制度の具体的なあり方について

#### （1）支援基金の形態について

支援基金には、果実運用型、取り崩し型、マッチング・ギフト型という3つの形態があります。

まず、果実運用型ですが、これは、従来の行政基金に多く見られたもので、原資には手を付けず、預金利息などの運用益を補助金などに充てるものですが、通常は億単位の規模で設置されています。また、現在のように低金利時代では相当な金額を用意しなければ、果実運用は実務上困難となります。

次に、取り崩し型ですが、これは、原資を毎年一定額ずつ取り崩していくやり方で、寄附などの充当が相当程度ない限り、毎年基金そのものが減り続けていくこととなります。

最後に、マッチング・ギフト型ですが、これは、市民などからの寄附金額と同額の市費を基金に拠出し積み立てるもので、補助金による支出額以上の積立額があれば基金は徐々に大きくなっていくこととなります。しかし、寄附金がどれほど集まるか、どのように寄附を呼びかけていくかが課題となります。

#### （2）大阪狭山市にふさわしい基金形態について

前述の支援基金の中に「マッチング・ギフト型」という形態がありますが、これは、市民、団体、事業所、行政のみんなで支える仕組みで運用するものであり、新たな地域創造につながる協働型基金であると言えますので、導入すべき基金制度の一つです。

これは、市の第3次総合計画を見ても、新たな支援基金としてふさわしいものであると言えます。そこには、まちづくりの基本理念として、その中心に「人」を位置付け、市民と行政の多様なパートナーシップを形成しながら、それぞれが役割分担意識を持ち、魅力ある新たな都市創造をめざすことを掲げているからです。

## マッチング・ギフト型基金の特性

マッチング・ギフト型の基金は、市民や地元出身者、また、事業所などから自主的な寄附を受け、市の一般会計からその寄附金額と同額を毎年拠出します。それを財源として社会福祉、環境保全、青少年育成や国際交流など、さまざまな分野で活躍する市民公益活動団体の事業に助成するという新しいシステムです。このマッチング・ギフト方式には、市民が市の一般財源の使途に直接関与できるという特徴がありますが、市が拠出する額については、限度額を設定しておくことも必要です。

この基金から補助する場合は、補助に関する規則や要綱などによる適用ルールの明確化が重要です。この点については、「第1章4．新たな方向性による公募型補助金制度の導入及び具体的な仕組みについて」というところで具体的な考えを述べています。

### (3) 基金のPRと情報提供について

市は、協働型基金について、市民、事業者などから広範な賛同が得られ、積極的な寄附金の申出がなされるよう啓発に努めなければなりません。市の広報やホームページ、チラシなどで呼びかけ、幅広い層からの寄附を募るべきです。

この場合、基金の運用については、寄附者の意向が十分に反映するよう、また、積極的な情報公開にも努めることが肝要です。そうすることで、寄附しやすい環境が生まれることとなります。

### (4) 税制上の優遇措置について

基金への個人及び法人の寄附は、地方公共団体に対する寄附とみなされ、税制上の優遇措置の適用が受けられます。しかし、市民公益活動に関連する特定非営利活動促進法<sup>12)</sup>、いわゆるNPO法では、認定NPO法人<sup>13)</sup>に対する寄附のみ税制上の優遇措置があり、認定されていないNPO法人には適用されません。また、習慣や税制度の違いなどから、日本では先進諸国に比較して著しく寄附しにくい、寄附を受けにくい社会であることも事実です。それゆえに、このような状況も十分に踏まえたうえで取り組まなければならないこととなります。

#### 12 特定非営利活動促進法

平成10年(1998年)12月1日から施行。

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(第1条)

#### 13 認定NPO法人

NPO法人のうち、その運営組織や事業活動が適正かつ公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていることについて国税庁長官の認定を受けているもの。

### (5) 基金の原資と運用について

基金の運用に関する重要事項については、市長の諮問機関である本委員会に諮ってその意見を聞くことも一案です。

年間の寄附金額とマッチング・ギフト分の合計額が補助予定額より下回った場合、基金に一定額の原資があればそれを一時的に取り崩し、不足分を補うことができるので、そう

した原資は必要ですが、逆に上回った場合は、次年度以降に積み立てることになります。

当面の基金の運用については、公募型の補助制度により活用することとし、基金の積立額などの状況によっては、団体運営のための貸付制度などより幅広い支援を検討する必要があります。

#### (6) 基金条例の設置について

基金については、地方自治法第241条〔14〕の規定により条例設置が必要であり、その制定の際には「協働」という特性を最大限に盛り込む必要があります。

#### 14 地方自治法第241条

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(第1項)

(写)

大 狭 総 人 第 1 4 0 号  
平成 14 年(2002 年)8 月 27 日

大阪狭山市市民公益活動促進委員会  
委員長 今 西 幸 蔵 様

大阪狭山市長 井 上 武

大阪狭山市における市民公益活動の促進について(諮問)

今日、地方分権時代の到来により、地方自治体は、地域の個性や主体性が発揮される地方分権型社会、市民参加・参画型社会の形成に向け大きく変わろうとしています。

一方、市民の多様な価値観に基づく自主的なボランティア活動やNPO活動がますます活発化し、市民社会の中で重要な位置を占めるようになっていきます。

このような状況の中、本市において、市民、ボランティア、市民公益活動団体、地域組織、公共機関及び企業等とのパートナーシップを構築し、まちづくりを進めることが必要不可欠であるとの認識のもとに「大阪狭山市市民公益活動促進条例」を制定してきたものであります。

これらの考え方に基きまして、多様な市民公益活動がさらに展開されるよう、大阪狭山市市民公益活動促進条例(平成14年大阪狭山市条例第13号)第10条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴促進委員会の意見を求めます。

記

1. 市民公益活動における促進諸施策のあり方について



## 大阪狭山市市民公益活動促進委員会開催状況

年	月	日	会 議 名	審議概要など
平成 14 年	8	27	第 1 回促進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長の選任、委員長職務代理者の指名</li> <li>・ 市長からの諮問</li> <li>・ 市民公益活動における促進諸施策のあり方について</li> <li>・ 部会設置及び今後の日程等について</li> </ul>
	10	3	第 2 回促進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民公益活動促進のための補助制度のあり方について</li> </ul>
	11	6	第 3 回促進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民公益活動促進のための補助制度のあり方について</li> </ul>
平成 15 年	2	3	第 4 回促進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民公益活動促進のための補助制度のあり方について</li> <li>・ 市民公益活動支援基金のあり方について</li> </ul>
	2	27	補助金に関する部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民公益活動促進に係る公募制による補助金制度のあり方について</li> </ul>
			基金に関する部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民公益活動促進に係る新たな基金制度のあり方について</li> </ul>
	5	26	第 5 回促進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民公益活動における促進諸施策のあり方について」の中間答申案について</li> </ul>
	7	3	第 6 回促進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民公益活動における促進諸施策のあり方について」の中間答申再考案について</li> </ul>

## 大阪狭山市市民公益活動促進委員会名簿

〔委嘱日：平成14年（2002年）8月27日・期間：2ヶ年〕

役 職	名 前	所属団体	備 考
委 員 長	今 西 幸 蔵	京都学園大学人間文化学部	学識経験者
委員長職務代理	上 田 譽志美	関西大学文学部	
	小 原 一 浩		市 民
	高 嶋 純 子		
	原 公 子		
	平 野 博 義		
	村 元 文 子		
	井 上 健太郎	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会	市民公益活動 団体関係者
	住 本 尚 志	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライ フ・クラブ 大阪狭山拠点	
	鳥 山 健	大阪狭山市都市間市民交流協会	
	西 田 亜矢子	特定非営利活動法人メープルエイド	
	吉 川 寿 一	(社)大阪狭山市社会福祉協議会	
	小 澤 利 和	大阪狭山青年会議所	事 業 者
	墨 守 晏	大阪狭山市商工会	
	田 中 義 和	大阪狭山市地区長会	市長が適当 と認める者